

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)
- 保険薬剤師の登録 ( )
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課)
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防利水課)
- 災害危険区域の指定 (建築課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百三十八号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十一年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
友誼会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七-八	平成九年七月一日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三-一五	平成九年七月十六日
いわさき皮膚科クリニック	米子市福市八六二-九	々
松本歯科医院	倉吉市住吉町五八	平成九年七月二十日
北尾医院	米子市福市一七〇-五	平成九年七月二十五日
加藤医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三八二	平成九年七月二十六日
豊川歯科医院	鳥取市古海七一六一-一	平成九年七月三十一日
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目一九	平成九年七月二十二日
鳥田薬局	米子市皆生温泉二丁目二-二〇	平成九年七月二十三日

### 鳥取県告示第五百三十九号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十一年政令第八十七号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。八

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小 木 嘉 登 江	鳥 葉 一〇三二	平成九年六月二十日
糸 谷 幸 子	鳥 葉 一〇三三	平成九年六月二十四日
島 田 美 代	鳥 葉 一〇三四	〃
池 口 由 香	鳥 葉 一〇三五	平成九年七月一日
岩 間 知 子	鳥 葉 一〇三六	平成九年七月四日

**鳥取県告示第五百四十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
 県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業北条西地区農道整備）  
 に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条  
 第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
 平成九年八月四日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
 北条町役場
- 四 異議申立て  
 利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、  
 縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第五百四十一号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）  
 第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
 平成八年十二月十日 鳥取県指令都計三一第一号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 鳥取市宮長字井原及び叶字八反田

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 鳥取市叶三〇六  
 いなば商事株式会社  
 代表取締役 安住 庸雄

**鳥取県告示第五百四十二号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
 条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。  
 その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供  
 する。

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 名称

栗谷町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市栗谷町二八地先道路敷

一 号

鳥取市栗谷町三〇

二 号

鳥取市栗谷町三一

三 号

鳥取市栗谷町八五

四 号

鳥取市栗谷町三三一地先道路敷

五 号

二 1 名称

伏野第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八九

一 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八八

二 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八八地先道路敷

三 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 二二六六一

四号及び五号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一七八

六 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八一

七 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一八四

八 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一一九〇

九 号

三 1 名称

夏ヶ谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

気高郡気高町大字下光元字親谷三三〇一

一 号

気高郡気高町大字下光元字親谷一〇九九一

二 号及び三 号

気高郡気高町大字下光元字親谷一〇九九二

四 号及び五 号

気高郡気高町大字下光元字親谷三三〇一二

六 号

四 1 名称

落岩地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を県道岩美八東線の東側境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地 標 柱

八頭郡那家町大字落石字川原一六五十八

一 号

八頭郡那家町大字落石字川原一四七

二 号

八頭郡那家町大字落石字林ノ谷四五

三 号

八頭郡那家町大字落石字林ノ谷六六一

四 号

八頭郡那家町大字落石字暮ノ谷一四四一

五 号

八頭郡那家町大字落石字暮ノ谷一四〇

六 号

八頭郡那家町大字落石字暮ノ谷六三二一七

七 号

八頭郡那家町大字落石字暮ノ谷六三八一二

八 号

八頭郡那家町大字落石字暮ノ谷口六三七一 九号  
 八頭郡那家町大字落石字暮ノ谷口二七七一 十号

五 名称

西谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九四一 二地先道路敷 一号
- 八頭郡船岡町大字西谷字山鼻五六八八 二号
- 八頭郡船岡町大字西谷字ツエケ元五六八一 三号
- 八頭郡船岡町大字西谷字ツエケ元五七〇一 四号
- 八頭郡船岡町大字西谷字野々上五七三 五号
- 八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四〇一 二地先道路敷 六号
- 八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四一一 二地先道路敷 七号
- 八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四七一 八号
- 八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九三一二 九号

六 名称

下町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二〇九一二 一号
- 八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二一一一三 二号

八頭郡智頭町大字智頭字宮山二二八五 三号、五号及び六号  
 八頭郡智頭町大字智頭字宮ノ前二二七 四号

八頭郡智頭町大字智頭字宮山二二八二 七号  
 八頭郡智頭町大字智頭字上ノ山一八五 八号

八頭郡智頭町大字智頭字上ノ山一九九 九号

七 名称

栗尾谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇二一二 一号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇二一一 二号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二一三一 三号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二一三一 四号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二一六一 五号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇二 六号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六 七号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇一一二 八号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字城ノ内六六二一二 九号

八 名称

南谷第二地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡羽合町大字南谷字ナル三九七 一 号
- 東伯郡羽合町大字南谷字ナル四〇三 二 号
- 東伯郡羽合町大字南谷字ナル四一七一 三 号及び四号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五九 五 号から七号まで
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五五 八 号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五四 九 号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四三五 十 号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四二五一 十 一 号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四二四 十 二 号

鳥取県告示第五百四十三号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成九年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

栗谷町地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 鳥取市栗谷町二八地先道路敷 一 号
- 鳥取市栗谷町三〇 二 号

鳥取市栗谷町三一 三 号

鳥取市栗谷町八五 四 号

鳥取市栗谷町三三一地先道路敷 五 号

二 名称

伏野第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一 一 八 九 一 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一 一 八 八 二 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一 一 八 八 地先道路敷 三 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 二 二 六 一 一 四号及び五号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一 一 七 八 六 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一 一 八 一 七 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一 一 八 四 八 号

鳥取市伏野字屋敷ノ二 一 一 九 〇 九 号

三 名称

夏ヶ谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

気高郡気高町大字下光元字親谷三三〇一 一 号

気高郡気高町大字下光元字親谷一〇九九一 二 号及び三号

気高郡気高町大字下光元字親谷一〇九九―二 四号及び五号  
 気高郡気高町大字下光元字親谷三三〇―二 六号

四1 名称

落岩地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を県道岩美八東線の東側境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林を除いた区域

土 地 標 柱

- 八頭郡郡家町大字落岩字川原一六五―八 一号
- 八頭郡郡家町大字落岩字川原一四七 二号
- 八頭郡郡家町大字落岩字林ノ谷四五 三号
- 八頭郡郡家町大字落岩字林ノ谷六四六―一 四号
- 八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷一四四―一 五号
- 八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷一四〇 六号
- 八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六三二―七 七号
- 八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六三八―二 八号
- 八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六三七―一 九号
- 八頭郡郡家町大字落岩字暮ノ谷六二七―七 十号

五1 名称

西谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九四―二地先道路敷 一号
- 八頭郡船岡町大字西谷字山鼻五六八―八 二号
- 八頭郡船岡町大字西谷字ツエケ元五六八―五 三号
- 八頭郡船岡町大字西谷字ツエケ元五七〇―一 四号
- 八頭郡船岡町大字西谷字野々上五七三 五号
- 八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四〇―二地先道路敷 六号
- 八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四一―二地先道路敷 七号
- 八頭郡船岡町大字西谷字堂カ市二四七―一 八号
- 八頭郡船岡町大字西谷字井出口二九三―二 九号

六1 名称

下町地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二〇九―二 一号
- 八頭郡智頭町大字智頭字瀬戸田二一一―三 二号
- 八頭郡智頭町大字智頭字宮山二二八―五 三号、五号及び六号
- 八頭郡智頭町大字智頭字宮ノ前二二七 四号
- 八頭郡智頭町大字智頭字宮山二二八―二 七号
- 八頭郡智頭町大字智頭字上ノ山一八五 八号
- 八頭郡智頭町大字智頭字上ノ山一九九 九号

七1 名称

栗尾谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇二一 一号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇二一 二号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二一三一 三号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二一三一 四号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字長光寺二一六一 五号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇二 六号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字前田四〇六 七号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字小守川七〇一一 八号
- 東伯郡三朝町大字大瀬字城ノ内六六二一一 九号

八1 名称

南谷第二地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡羽合町大字南谷字ナル三九七 一号
- 東伯郡羽合町大字南谷字ナル四〇三 二号
- 東伯郡羽合町大字南谷字ナル四一七一 三号及び四号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五九 五号から七号まで
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五五 八号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四五四 九号
- 東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四三五 十号

東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四二五一 十一号  
東伯郡羽合町大字南谷字上村ノ内四二四 十二号